

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道県環境税 特別徴収

整理番号

市町村長 令和 年 月 日 提出	給与支払義務者 (特別徴収義務者)	〒											課税関係 担当者 氏名 電話番号 内線	7年度 特別徴収指定番号 宛番号	
		所在地 フリガナ												8年度 特別徴収指定番号 宛番号	
		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)													

フリガナ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	未徴収税額 (ア) - (イ)	令和 年 月 日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1.退職 2.転勤・転籍 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 8.その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額
生年月日 元号 大正 2.昭和 年 月 日 1.平成			月分から 月分まで	月分から 月分まで				
個人番号								
住居 1月1日現在 異動後								

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	〒	特別徴収指定番号	担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。			受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
				番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	-----------------------	-------------------------------------

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	旧特別徴収経理欄	7年度 月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
		8年度 月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

- 注意事項
- 本書は特別徴収の(個人の市民税、県民税及び森林環境税を給与差引している)従業員等が、異動(退職・転動等)した場合に提出していただく用紙です。提出期限は、原則として、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。なお、住所変更の場合は提出不要です。
 - 太線 で囲んでいる部分について、記入してください。
 - 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。
 - 給与所得者本人が国外に出国される等の場合は、納税管理人の届出が必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
 - 退職の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、本人からの申し出が無くても必ず一括徴収してください。
 - 在職中に死亡しそれに伴い退職された場合は、1月1日以降であっても、一括徴収することはできません。

さりとせせん